

## 新 旧 対 照 表

		新	旧
地区 の 区分	区分の 名称	E 地区 (市街化調整区域)	—
	区分の 面積	約 3.5 h a	—
建築物等の用途 の制限		<p>当地区内に建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第二(を)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>①肥料の製造</p> <p>②製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製</p> <p>③アスファルトの精製</p> <p>④アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物、又は、その残りかすを原料とする製造</p> <p>⑤セメント、石膏、消石灰、又は、カーバイトの製造</p> <p>⑥レディミクストコンクリートの製造</p> <p>⑦産業廃棄物の処理</p> <p>(3) 次に掲げる建築物</p> <p>①公衆浴場、診療所、保育所、その他これらに類するもの</p> <p>②老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの</p> <p>③自動車教習所</p> <p>④カラオケボックス、その他これに類するもの</p>	—
建築物の敷地面積の最低限度		3,000 m <sup>2</sup>	—
壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は 4 m 以上、隣地境界線及び緩衝緑地帯境界線までの距離は 2 m 以上としなければならない。</p>	—
垣又はさくの構造の制限		<p>道路境界に面して設置する垣又はさくは、原則として見通しのきく金属フェンス、生垣その他これらに類するものとし、垣又はさくの高さは道路から 2 m 以下とし、基礎の高さは敷地地盤面から 0.6m 以下とする。</p> <p>ただし、生垣を設置する場合は、この限りではない。</p>	—